

名古屋市五条荘の管理運営状況

1 基本情報

<所管局：子ども青少年局>

指定管理者	社会福祉法人名古屋厚生会		
主な業務内容	母と子が安心して安全に暮らせる生活場所を提供するとともに、個々の生活課題を把握し自立を支援する。また、退所した者について相談その他援助を行う。		
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	指定期間	平成30年4月1日～令和10年3月31日

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	◎	利用者の権利を尊重しながら適正な施設運営に努め、施設の安全管理や防災対策、省エネルギー化を推進している。また、職員研修を通じて資質向上に取り組み、今後は段階的なスキルアップ体制の充実を図る。
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	◎	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	◎	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	◎	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	◎	
	(7) 関係機関との連携	関係機関等との連携や協働が図られているか。	◎	
	(8) 環境配慮	環境に配慮した取り組みを行っているか。	◎	
	(9) 研修指導	職員に対する教育が十分に行われているか。	◎	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	◎	各種法定点検や設備保守を適切に実施し、安全・衛生管理の徹底に努めている。また、鍵の適切な管理や施設巡回による防犯対策、感染症予防対策を継続的に行い、安心して利用できる環境づくりに取り組んでいる。
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	◎	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	◎	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	◎	
	(5) 衛生管理	利用者が快適に利用できるよう適切な対応がされているか。	◎	
3 サービス	(1) 母子等の保護及び自立のための生活の支援に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	利用者の状況に応じた生活支援を行うとともに、行事や自治会活動を通じて利用者の意見を反映した施設運営に努めている。また、心理担当職員による心のケアや退所後のアフターケアを実施し、継続的な支援を行っている。
	(2) 退所した者の相談その他の援助に関すること	事業が適切に実施されているか。	○	
	(3) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	◎	
	(4) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	◎	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は、適正になされているか。	○	適切に管理されている。
	(2) 利用者負担金	利用者からの負担金は、適正に収受・管理されているか。	◎	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
利用者の権利を尊重し、法令等に基づいた適正な施設運営が行われている。安全・防災・衛生管理体制も整備されており、利用者の状況に応じた生活支援や心理的支援、退所後支援にも取り組んでいる。

名古屋市にじが丘荘の管理運営状況

1 基本情報

<所管局：子ども青少年局>

指定管理者	公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会		
主な業務内容	母と子が安心して安全に暮らせる生活場所を提供するとともに、個々の生活課題を把握し自立を支援する。また、退所した者について相談その他援助を行う。		
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	指定期間	平成30年4月1日～令和10年3月31日

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	◎	入所依頼に迅速に対応するとともに、利用者支援の充実に努めている。各種規程の整備や情報共有、安全管理を徹底し、関係機関や地域との連携、職員研修を通じてサービスの質向上を図っている。
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	◎	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
	(7) 関係機関との連携	関係機関等との連携や協働が図られているか。	◎	
	(8) 環境配慮	環境に配慮した取組みを行っているか。	○	
	(9) 研修指導	職員に対する教育が十分に行われているか。	◎	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	◎	専門業者による定期点検を実施するとともに、職員による居室点検や施設巡回を行い、適切な施設管理に努めている。安全対策を徹底し、清掃や備品管理、感染症対策についても適切に実施している。
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	◎	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	◎	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
	(5) 衛生管理	利用者が快適に利用できるよう適切な対応がされているか。	○	
3 サービス	(1) 母子等の保護及び自立のための生活の支援に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	利用者一人ひとりの状況やニーズに応じたきめ細かな支援を行い、就労・子育て・学習・自立に向けた支援を実施している。また、各種行事や地域交流を通じて豊かな生活づくりを支援するとともに、退所後も継続的な相談・見守り支援を行っている。
	(2) 退所した者の相談その他の援助に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	
	(3) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
	(4) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	○	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は、適正になされているか。	○	適切に管理されている。
	(2) 利用者負担金	利用者からの負担金は、適正に収受・管理されているか。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等	
入所依頼への適切な対応、利用者のニーズに応じた支援、安全で安心な施設運営が行われている。施設管理や情報共有体制も良好であり、関係機関や地域との連携、職員研修にも積極的に取り組んでいる。また、退所後の継続支援や利用者の意見・要望への対応にも努めている。	

施設の現状

母子生活支援施設(2ヶ所/五条荘・にじが丘荘)

施設 の 現 状	施設概要							
	母と子の人権を擁護し、安心して安全に暮らせる生活場所を提供するとともに、個々の生活課題を把握し自立を支援します。また、退所した者について相談その他援助を行います。							
	指定期間については、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針」において、入所型の社会福祉施設などで、利用者と施設職員との継続的な信頼関係が特に必要となるといった合理的な理由があり、5年を超える期間を指定期間とする場合、10年間を指定期間の目安とすることが明記されています。							
	近年、DV被害や障害、疾病を抱えた入所者が増えており、継続的なアフターフォローの必要性から入所者と施設職員との継続的な信頼関係の構築が必要となっているため指定期間を10年としています。							
	五条荘……指定管理者による管理 定員30世帯。敷地面積:1,574.67㎡(保育園含む) 延床面積:1,757.82㎡ にじが丘荘…指定管理者による管理 定員30世帯。敷地面積:1,432.58㎡ 延床面積:1,669.95㎡							
	市の収支状況(千円) (7年度決算(見込)額)							
	支出			収入				
	指定管理料	その他	計	使用料	その他特定財源	一般財源	計	利用料金
	219,195		219,195		133,113	86,082	219,195	
	特記事項							
管理 運 営 指 標 の 状 況	取組状況							
	指標	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	退所世帯率(五条荘) 退所世帯数/(4月1日入所世帯数+新規入所世帯数)	%	22.8	12.9	16.1	46.2		
	退所世帯率(にじが丘荘) 退所世帯数/(4月1日入所世帯数+新規入所世帯数)	%	33.3	31.8	29.7	37.0		
	特記事項							

※支出のうち「その他」欄は、経常修繕費等を記載